

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市東区	(略) 特別養護老人ホーム 新潟東愛宕の園	(略) <u>新潟市東区若葉 町2丁目17番40 号</u> (略)	新潟市東区	(略) 特別養護老人ホーム 新潟東愛宕の園 (略)	(略) <u>新潟市東区西野 1217番地2</u> (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。